多様な人材の活躍を目的とした支援パッケージQ&A（人づくり支援コース 就労環境改善コース）

R3.2.18　島根県多様な就業推進室（随時更新）

◆ 補助対象事業者及び補助要件について

Q1　補助対象要件を詳しく。

A

ア　常時雇用する労働者の数が５０人以上の場合

補助対象になるかどうかは、過去３年度間の採用実績と採用から３年以内の離職状況をもとに判断します。（離職者とは、離職理由や離職後の就業の状態に関わらず離職した者をいいます。）【下図参照】

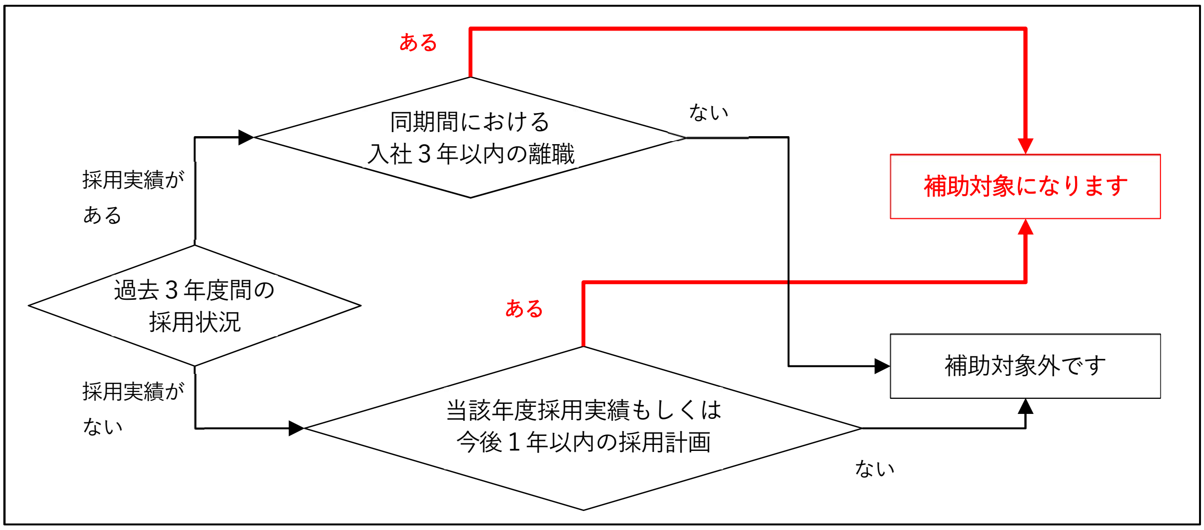

イ　常時雇用する労働者の数が５０人未満の場合

離職状況に関わらず、当該補助事業を実施する年度（4/1～3/31）の前年度から起算して過去３年度間または当該年度に新規採用の実績がある、もしくは今後１年以内に新規採用の見込があれば補助対象事業者となります。

Q2　「しまねいきいき職場宣言」とは何か。

A　県内において、地域・職域を挙げた魅力ある職場づくり推進の気運を醸成するため、島根県では平成３１（2019）年度から「しまねいきいき職場宣言」を行う企業等を募集することとしました。

各社それぞれの立場で取り組める、魅力ある職場づくりの取り組みを「宣言」していただくとともに、県ホームページ等で宣言企業を公表します。

事業の内容や提出書類等については、島根県多様な就業推進室のホームページに掲載

しています。

▶（多様な就業推進室ホームページ）https://www.pref.shimane.lg.jp/tayo-syugyo/

Q3　補助対象となる研修・事業の実施期間は。

A　交付決定日から当該年度の３月末日までです。（交付決定日以前に契約済みの研修・事業については補助対象となりません。）

Q4　交付決定前に支払った経費は補助対象となりますか。

A　補助対象とはなりません。
　また、補助対象事業を翌年度まで継続して行った場合においても、翌年度分の経費については補助対象とすることができませんので、ご留意ください。

Q5　離職率とはどのような考え方か。

A　社員のうち、採用から３年以内の正規雇用従業員（雇用期間に定めのない従業員）を離職率の算出の根拠として用いて、改善の有無を判断します。

採用３年以内離職率＝採用３年以内の離職者数／採用３年以内の社員数（離職者含む）

Q6　グループ企業への転籍による退職は採用３年以内離職率に含むか。

A　含みません。

Q7　年度内に２回以上申請することはできるか。

A　補助金上限額（８０万円）の範囲内であれば、２回以上申請することは可能です。

Q8　どのような場合に変更交付申請書の提出が必要になるか。

A　交付要綱第７条のとおりです。申請時に計画のない研修・事業を新たに行う場合、変更交付申請書を事前に提出していただく必要があります。また、補助金額の３０パーセント以上の減額を伴う事業内容の変更が決定した場合にも変更交付申請書を提出していただく必要があります。

◆ 人づくり支援コースについて

Q9　人材育成計画（キャリアマップ）は具体的にどのようなものか。

A　以下、作成イメージになります。

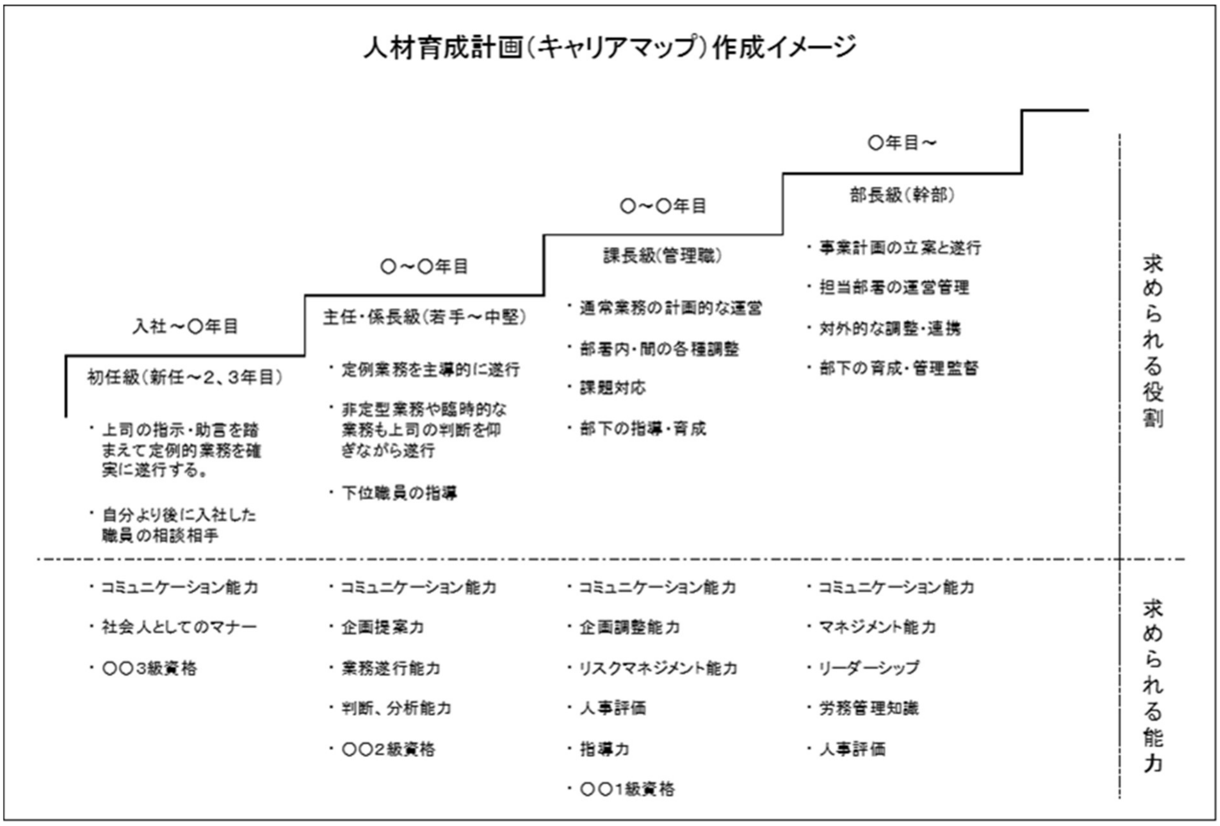

Q10　研修に参加する従業員に制限はあるか。

A　正社員、パートなど貴社における名称を問わず、キャリアマップに位置づけられる従業員であれば対象です。

なお、最低１回以上は必須研修を開催することとし、研修受講者全員が必須研修を受講することが必要です。

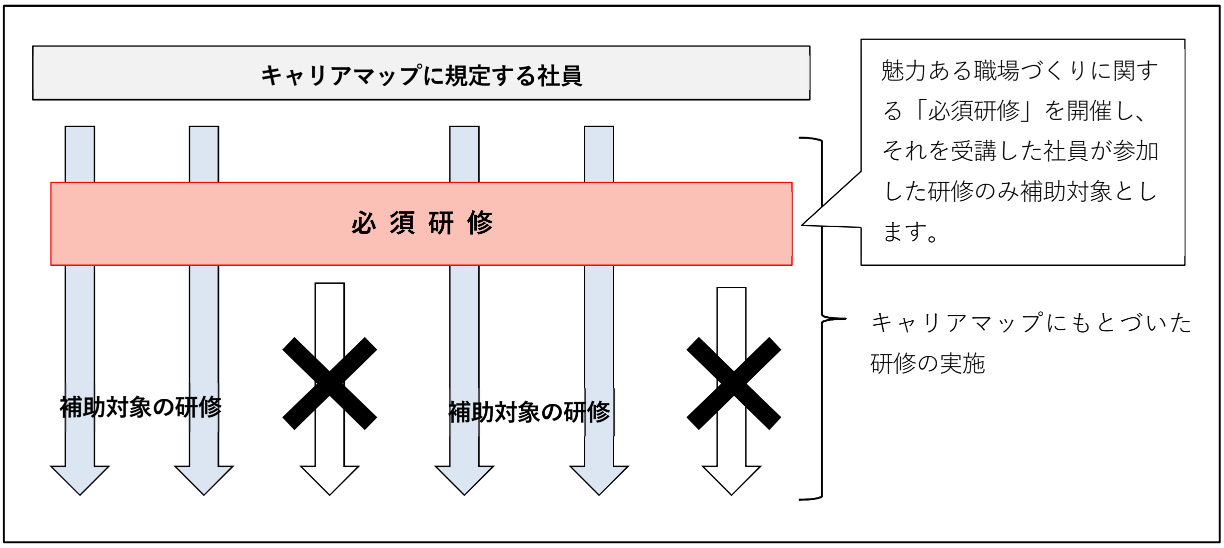

Q11　必須研修とは、具体的に何を実施すれば良いか。

A　「しまねいきいき職場宣言」を社内で周知・浸透するための勉強会・ワークショップ又

は魅力ある職場づくりの推進に関する意識啓発研修を開催してください。
　具体的には、以下の表も参考にしてください。（あくまで研修の一例です。）

研修目的	研修内容の例	受講によって想定される効果
働きやすい職場環境づくり	・「しまねいきいき職場宣言」の周知 ・働き方改革に関する意識啓発 ・職場や職務のムダを考える	・風通しの良い職場環境の整備 ・多様な働き方の実現 ・社員の意欲向上
経営理念の浸透	・経営理念について考える（理念策定の経緯、経営者の思い、会社・社員の目指すべき姿について考える）	・全社員が同じ方向を向いて働くことができる
先進事例研修	・先進企業の経営者等の講話を聴く ・自社で取り入れることの検討	・社員の意識改善 ・優れた取り組みの導入

Q12　必須研修を受講できなかった社員がその他の研修（選択研修）に参加しても構わないか。

A　研修へ参加することは問題ありませんが、実績報告の際は名簿に記載しないようにしてください。

Q13　休日や時間外に開催されるセミナー等に参加した場合は、補助対象となるか。

A　時間外労働・休日労働時間内に開催されるセミナー等は補助対象となりません。

Q14　社外で開催されるセミナーや研修会に参加した場合は補助対象になるか。

A　このコースは人材育成計画に基づき社内で実施される研修を補助対象としていますが、社内での実施が困難な場合に限り補助対象となります。（県が実施する研修については対象外）
　ただし、受講者の旅費は補助対象外です。
　また、研修会終了後等に開催される懇親会等への参加経費については補助対象となりません。

Q15　資格取得試験の受験料や試験会場までの旅費は、補助対象となるか。

A　補助対象とはなりません。

Q16　研修講師や受講者へ茶菓や弁当を提供したが、補助対象となるか。

A　補助対象とはなりません。

Q17　社内研修実施のため書籍等を購入した場合の管理方法は。

A　個人所有とせず、社内で管理してください。

◆ 就労環境改善コースについて

Q18　補助対象事業について、具体的に教えてください。

A　・働き方や業務プロセス、人事評価制度等の改善を目的とした外部コンサルティング費用
・ＥＳ（従業員満足度）等に関する調査費用
・購入価格５万円未満の消耗品、参考書籍等の購入費用
・パンフレット、チラシ、各種資料等の印刷費用
・働き方改革や業務改善等を目的とした研修の受講料
（県が実施する研修については対象外）
・上記研修に参加する際の交通費、宿泊費
・労務管理用機器、労務管理用ソフトウェアの導入・更新費（R2 新規）
・労働能率向上のための設備・機器等の導入・更新費（R2 新規）

Q19　先進地視察は、補助対象となりますか？

A　補助対象となります。
ただし、業務や働き方の見直しに関してどのような効果があるか、「事業計画書」に記載してください。

Q20　パソコン、スマートフォン、タブレットの購入は補助対象となるか。

A　補助対象となりません。